

先物取引管理条例

2007年3月6日国務院令第489号により公布 同年4月15日施行
2012年10月24日国務院令第627号により改正・公布 同年12月1日施行
2013年7月18日国務院令第638号により改正・公布 同日施行
2016年2月6日国務院令第666号により改正・公布 同日施行
2017年3月1日国務院令第676号により改正・公布 同日施行

目次

第1章	総則
第2章	先物取引所
第3章	先物会社
第4章	先物取引の基本規則
第5章	先物業協会
第6章	監督・管理
第7章	法律責任
第8章	附則

第1章 総則

- 第1条 先物取引行為を規範化し、先物取引に対する監督・管理を強化し、先物市場の秩序を維持・保護し、リスクを防御し、先物取引各当事者の適法な權益及び社会公共利益を保護し、かつ、先物市場の積極的、安定的かつ妥当な発展を促進するため、この条例を制定する。
- 第2条 いかなる単位及び個人も、先物取引及びその関連活動に従事する場合には、この条例を遵守しなければならない。
- 2 この条例において「先物取引」とは、公開された集中取引方式又は国務院の先物監督・管理機構が認可するその他の方式を採用して行う先物契約又はオプション契約を取引の目的（編注：原語は、「標的」である。）とする取引活動をいう。
- 3 この条例において「先物契約」とは、先物取引場所が統一して制定し、将来のある特定の時間及び場所において一定数量の目的物（編注：原語は、「標的物」である。以下同じ。）を受け渡す旨を定めた標準化された契約をいう。先物契約には、商品先物契約、金融先物契約その他の先物契約が含まれる。
- 4 この条例において「オプション契約」とは、先物取引場所が統一して制定し、買主が将来のある時間において約定目的物（先物契約を含む。）を特定価格で買い入れ、又は売り出す権利を有する旨を定めた標準化された契約をいう。
- 第3条 先物取引活動に従事する場合には、公開、公平、公正及び信義誠実の原則を遵守してそれによらなければならない。欺罔、内部者取引及び先物取引価格の操縦等の違法行為は、これを禁止する。

第4条 先物取引については、第6条第1項の規定により設立される先物取引所又は国務院が認可し、若しくは国務院の先物監督・管理機構が認可するその他の先物取引場所においてしなければならない。

2 前項所定の先物取引場所以外において先物取引をすることは、これを禁止する。

第5条 国務院の先物監督・管理機構は、先物市場に対し集中かつ統一的監督・管理を実行する。

2 国務院の先物監督・管理機構の派出機構は、この条例の関係規定及び国務院の先物監督・管理機構の授権により、監督・管理職責を履行する。

第2章 先物取引所

第6条 先物取引所の設立については、国務院の先物監督・管理機構が審査・認可する。

2 国務院の認可又は国務院の先物監督・管理機構の認可を経なければ、いかなる単位又は個人も、先物取引場所を設立し、又は形式の別を問わず先物取引及びその関連活動を組織してはならない。

第7条 先物取引所は、営利を目的とせず、その定款の規定に従い自己規律管理を実行する。先物取引所は、その財産の全部をもって民事責任を引き受ける。先物取引所の責任者については、国務院の先物監督・管理機構が任免する。

2 先物取引所の管理弁法については、国務院の先物監督・管理機構が制定する。

第8条 先物取引所の会員は、中華人民共和国国内において登記・登録する企業法人その他経済組織でなければならない。

2 先物取引所は、会員分級クリアリング制度を実行することができる。会員分級クリアリング制度を実行する先物取引所の会員は、クリアリング会員及び非クリアリング会員により構成される。

第9条 「会社法」第147条所定の事由又は次の事由のいずれかに該当する者は、先物取引所の責任者及び財務会計人員を担当してはならない。

(1) 違法行為又は規律違反行為により職務を解除された先物取引所、証券取引所若しくは証券登記・クリアリング機構の責任者又は先物会社若しくは証券会社の董事、監事若しくは高級管理人員及び国務院の先物監督・管理機構所定のその他の人員が職務を解除された日から5年が経過していないこと。

(2) 違法行為又は規律違反行為により資格を取り消された弁護士若しくは登録会計士又は投資コンサルティング機構、財務顧問機構、信用等級評価機構、資産評価機構若しくは検証機構の専門業務人員が資格を取り消された日から5年が経過していないこと。

第10条 先物取引所は、この条例及び国務院の先物監督・管理機構の規定により、各種規則・制度を確立して健全化し、取引活動に対するリスク統制並びに会員及び取引所の業務人員に対する監督・管理を強化しなければならない。先物取引所は、次の職責を履行する。

(1) 取引の場所、施設及びサービスを提供すること。

(2) 契約を立案し、契約の上場を手配すること。

(3) 取引、クリアリング及び受渡しを組織し、かつ、監督すること。

(4) 先物取引のために集中的な契約履行担保を提供すること。

(5) 定款及び取引規則に従い、会員に対し監督・管理をすること。

(6) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の職責

2 先物取引所は、直接又は間接に先物取引に参加してはならない。国務院の先物監

督・管理機構の審査及び国務院への報告による認可を経なければ、先物取引所は、信託投資、株券投資及び自己使用外不動産投資等のその職責と関係がない業務に従事してはならない。

第 11 条 先物取引所は、国の関係規定に従い、次のリスク管理制度を確立して健全化しなければならない。

- (1) 保証金制度
- (2) 当日無負債クリアリング制度
- (3) 値幅制限による立会停止制度
- (4) 建玉限度額及び大口建玉報告制度
- (5) リスク引当金制度
- (6) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他のリスク管理制度

2 会員分級クリアリング制度を実行する先物取引所は、更にクリアリング担保金制度を確立して健全化しなければならない。

第 12 条 先物市場に異常な状況が出現した場合には、先物取引所は、その定款所定の権限及び手続に従い、次の緊急措置を講ずる旨を決定することができ、かつ、直ちに国務院の先物監督・管理機構に報告しなければならない。

- (1) 保証金を引き上げること。
- (2) 値幅制限による立会停止の幅を調整すること。
- (3) 会員又は顧客の最大建玉量を制限すること。
- (4) 一時的に取引を停止すること。
- (5) その他の緊急措置を講ずること。

2 前項における「異常な状況」とは、取引において先物取引価格を操縦する行為が発生し、又は不可抗力の突発事件及び国務院の先物監督・管理機構所定のその他の事由が発生することをいう。

3 異常な状況が消滅した後には、先物取引所は、遅滞なく緊急措置を取り消さなければならない。

第 13 条 先物取引所は、次の事項を取り扱う場合には、国務院の先物監督・管理機構による認可を経なければならない。

- (1) 定款又は取引規則の制定又は変更
- (2) 取引品目の上場、中止、取消し又は回復
- (3) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の事項

2 国務院の先物監督・管理機構は、先物取引所が新たな取引品目を上場するのを認可する場合には、国務院の関係部門の意見を求めなければならない。

第 14 条 先物取引所の取得する収益については、国の関係規定に従い管理し、及び使用する。ただし、まず先物取引に係る場所又は施設の運営及び改善の保証に用いなければならない。

第 3 章 先物会社

第 15 条 先物会社は、「会社法」及びこの条例の規定により設立される先物業務を営む金融機構である。先物会社の設立については、会社登記機関において登記・登録し、かつ、国務院の先物監督・管理機構の認可を経なければならない。

2 国務院の先物監督・管理機構の認可を経なければ、いかなる単位又は個人も、先物会社を設立し、又は形態を変えて設立し、先物業務を営むしてはならない。

第 16 条 先物会社の設立申請については、「会社法」の規定に適合し、かつ、次の条件を具備しなければならない。

- (1) 登録資本の最低限度額は、人民幣 3000 万元であること。
 - (2) 董事、監事及び高級管理人員は任職条件を具備し、業務従事人員は先物業務従事資格を有すること。
 - (3) 法律及び行政法規の規定に適合する会社定款を有すること。
 - (4) 主たる株主及び実際支配者は、持続的利益取得能力を有し、信用・名誉が良好で、直近 3 年において重大な法令違反記録がないこと。
 - (5) 適格な経営場所及び業務施設を有すること。
 - (6) 健全なリスク管理及び内部統制制度を有すること。
 - (7) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の条件
- 2 国務院の先物監督・管理機構は、周到かつ慎重な監督・管理原則及び各種業務のリスクの程度に基づき、登録資本の最低限度額を引き上げることができる。登録資本は、払込済資本でなければならない。株主は貨幣又は先物会社の経営に必要な非貨幣財産で出資しなければならない。貨幣出資の比率は 85 パーセントを下回ってはならない。
 - 3 国務院の先物監督・管理機構は、先物会社の設立申請を受理した日から 6 か月内に、周到かつ慎重な監督・管理原則に基づき審査をし、認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。
 - 4 国務院の先物監督・管理機構の認可を経なければ、いかなる単位及び個人も、先物会社の株主権益の保有又は管理を委託し、又は他人の委託を受けてこれをしてはならない。
- 第 17 条 先物会社の業務については、許可制度を実行し、国務院の先物監督・管理機構がその商品先物及び金融先物の業務種類に応じて許可証を発行する。先物会社は、国内先物取次業務の経営を申請するほか、更に国外の先物取次、先物投資コンサルティング及び国務院の先物監督・管理機構所定のその他の先物業務の経営を申請することができる。
- 2 先物会社は、先物業務と関係がない活動に従事してはならない。ただし、法律、行政法規又は国務院の先物監督・管理機構に別段の定めのある場合を除く。
 - 3 先物会社は、先物自営業に従事し、又は形態を変えて従事してはならない。
 - 4 先物会社は、その株主、実際支配者その他の関連者のために融資を提供してはならず、かつ、外部に対し担保してはならない。
- 第 18 条 先物会社は取次業務に従事する場合には、顧客の委託を受けて自己の名で顧客のために先物取引をし、取引結果は顧客がこれを引き受ける。
- 第 19 条 先物会社は、次の事項を取り扱う場合には、国務院の先物監督・管理機構の認可を経なければならない。
- (1) 合併、分割、営業停止、解散又は破産
 - (2) 業務範囲の変更
 - (3) 登録資本の変更及び株主権益構造の調整
 - (4) 5 パーセント以上の株主権益を保有する株主の新たな増加又は株式支配株主についての変化の発生
 - (5) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の事項
- 2 前項第(3)号及び第(5)号所定の事項については、国務院の先物監督・管理機構は、申請を受理した日から 20 日以内に、認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。前項所定のその他の事項については、国務院の先物監督・管理機構は、申請を受理した日から 2 か月以内に、認可し、又は認可しない旨の決定をしなければならない。

第20条 先物会社又はその分支機構であつて、「行政許可法」第70条所定の事由又は次の事由のいずれかに該当するものについて、国務院の先物監督・管理機構は、法により先物業務許可証抹消手続をしなければならない。

- (1) 営業許可証が会社登記機関により法により抹消されたこと。
- (2) 成立後に正当な理由なくして3か月を超えて営業を開始しておらず、又は開業後に正当な理由なくして連続して3か月以上営業を停止したこと。
- (3) 主導的に抹消申請を提出したこと。
- (4) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の事由

2 先物会社は、先物業務許可証が抹消される前に、関連する先物業務の全部を清算し、かつ、法により顧客の保証金その他の資産を返還しなければならない。先物会社の分支機構は、経営許可証が抹消される前に、経営活動を終了し、顧客の資産を適切に処理しなければならない。

第21条 先物会社は、業務管理規則及びリスク管理制度を確立して健全化し、かつ、厳格に執行し、情報開示制度を遵守し、顧客の保証金の預託管理の安全を保障し、先物取引所の規定に従い、先物取引所に対し大口顧客リスト及び取引状況を報告しなければならない。

第22条 その他の先物経営機構は、先物投資コンサルティング業務に従事する場合には、国務院の先物監督・管理機構の規定を遵守しなければならない。

第4章 先物取引の基本規則

第23条 先物取引所において先物取引をする者は、先物取引所の会員でなければならない。

2 所定の条件に適合する国外機構は、先物取引所において特定品目の先物取引に従事することができる。具体的弁法については、国務院の先物監督・管理機構が制定する。

第24条 先物会社は、顧客の委託を受けて当該顧客のために先物取引をする場合には、事前に顧客に対しリスク説明書を提示し、顧客の署名による確認を経た後に、顧客と書面による契約を締結しなければならない。先物会社は、顧客の委託を経ないで、又は顧客の委託内容に従わないで、無断で先物取引をしてはならない。

2 先物会社は、顧客に対し利益取得保証をしてはならず、かつ、取次業務において顧客と利益の分割享受又はリスクの共同負担を約定してはならない。

第25条 次の単位及び個人は先物取引に従事してはならず、先物会社はその委託を受けてその者のために先物取引をしてはならない。

- (1) 国家機関及び事業単位
- (2) 国務院の先物監督・管理機構、先物取引所、先物保証金安全預託管理監督・統制機構及び先物業協会の業務人員
- (3) 証券又は先物市場参入禁止者
- (4) 口座開設証明資料を提供することができなかった単位及び個人
- (5) 国務院の先物監督・管理機構が先物取引に従事してはならない旨を定めるその他の単位及び個人

第26条 顧客は、書面、電話、インターネット又は国務院の先物監督・管理機構所定のその他の方式を通じて、先物会社に対し取引指令を示達することができる。顧客の取引指令は、明確かつ全面的でなければならない。

2 先物会社は、重要事項を隠蔽し、又はその他の不正手段を用いて顧客を誘導・欺罔して取引指令を發出させてはならない。

第 27 条 先物取引所は、遅滞なく上場品目契約の成約量、成約価格、建玉量、最高価格及び最低価格、始値及び終値並びに公布すべきその他の即時市況を公布し、かつ、即時市況の真実性及び正確性を保証しなければならない。先物取引所は、価格予測情報を発布してはならない。

2 先物取引所の許可を経なければ、いかなる単位及び個人も、先物取引即時市況を発布してはならない。

第 28 条 先物取引については、保証金制度を厳格に執行しなければならない。先物取引所が会員から、及び先物会社が顧客から收受する保証金については、国務院の先物監督・管理機構及び先物取引所所定の標準を下回ってはならず、かつ、自己所有資金と分離し、専用口座に預け置かなければならない。

2 先物取引所が会員から收受する保証金については、会員の所有に属し、会員の取引クリアリングに用いる場合を除き、他の用途への流用を厳禁する。

3 先物会社が顧客から收受する保証金については、顧客の所有に属し、次の振替可能な場合を除き、他の用途への流用を厳禁する。

(1) 顧客の要求により使用可能資金を支払うこと。

(2) 顧客のために保証金を預託し、手数料及び税金を支払うこと。

(3) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の事由

第 29 条 先物会社は、各顧客のために単独で専門口座を開設し、取引コードを設置しなければならない。コードを混同して取引してはならない。

第 30 条 先物会社は、先物取次業務を営し、かつ、同時にその他の先物業務を営する場合には、業務分離及び資金分離制度を厳格に執行しなければならない。混合して操作してはならない。

第 31 条 先物取引所、先物会社及び先物会社以外のクリアリング会員は、国務院の先物監督・管理機構及び財政部門の規定に従い、リスク引当金を積み立て、管理し、及び使用しなければならない。流用してはならない。

第 32 条 先物取引の費用收受項目、費用收受標準及び管理弁法については、国務院の関係主管部門が統一して制定し、かつ、公布する。

第 33 条 先物取引のクリアリングについては、先物取引所が統一して進行を組織する。

2 先物取引所は、当日無負債クリアリング制度を実行する。先物取引所は、当日に遅滞なくクリアリング結果を会員に通知しなければならない。

3 先物会社は、先物取引所のクリアリング結果に基づき顧客に対しクリアリングをするものとし、かつ、クリアリング結果を顧客と約定した方式に従い遅滞なく顧客に通知しなければならない。顧客は、遅滞なく照会し、かつ、自己の取引建玉を適切に処理しなければならない。

第 34 条 先物取引所の会員の保証金が不足する場合には、遅滞なく保証金を追加し、又は自ら手仕舞いしなければならない。会員が先物取引所所定の時間内に保証金を追加せず、又は自ら手仕舞いしなかった場合には、先物取引所は、当該会員の契約を強制的に手仕舞いしなければならない。強制手仕舞いの関係費用及び発生する損失については、当該会員が負担する。

2 顧客の保証金が不足する場合には、遅滞なく保証金を追加し、又は自ら手仕舞いしなければならない。顧客が先物会社所定の時間内に遅滞なく保証金を追加せず、又は自ら手仕舞いしなかった場合には、先物会社は、当該顧客の契約を強制的に手仕舞いしなければならない。強制手仕舞いの関係費用及び発生する損失については、当該顧客が負担する。

第 35 条 先物取引の受渡しについては、先物取引所が統一して進行を組織する。

2 受渡倉庫は、先物取引所がこれを指定する。先物取引所は、現物受渡総量を制限してはならず、かつ、受渡倉庫と合意を締結し、双方の権利及び義務を明確にしなければならない。受渡倉庫は、次の行為をしてはならない。

- (1) 虚偽の倉荷証券を発行する行為
- (2) 先物取引所の業務規則に違反し、受渡商品の入庫又は出庫を制限する行為
- (3) 先物取引と関係する商業秘密を漏洩する行為
- (4) 国の関係規定に違反して先物取引に参加する行為
- (5) 国務院の先物監督・管理機構所定のその他の行為

第 36 条 会員が先物取引において違約した場合には、先物取引所は、まず当該会員の保証金をもって違約責任を引き受ける。保証金が不足する場合には、先物取引所は、リスク引当金及び自己所有資金をもって代わって違約責任を引き受けなければならない。かつ、これにより当該会員に対する相応の求償権を取得する。

2 顧客が先物取引において違約した場合には、先物会社は、まず当該顧客の保証金をもって違約責任を引き受ける。保証金が不足する場合には、先物会社は、リスク引当金及び自己所有資金をもって代わって違約責任を引き受けなければならない。かつ、これにより当該顧客に対する相応の求償権を取得する。

第 37 条 会員分級クリアリング制度を実行する先物取引所は、クリアリング会員からクリアリング担保金を収受しなければならない。先物取引所は、クリアリング会員に対してのみクリアリングし、保証金を収受し、及び追加して収受し、クリアリング担保金、リスク引当金及び自己所有資金をもって代わって違約責任を引き受け、並びにその他の関連措置を講ずる。非クリアリング会員に対するクリアリング、保証金の収受及び追加収受、代わって違約責任を引き受けること並びにその他の関連措置を講ずることについては、クリアリング会員が執行する。

第 38 条 先物取引所、先物会社及び先物会社以外のクリアリング会員は、先物取引、クリアリング及び受渡しの資料の完全性及び安全性を保証しなければならない。

第 39 条 いかなる単位又は個人も、先物取引に関する虚偽の情報を捏造し、又は流布してはならず、かつ、悪意により通謀し、連携して売買し、又はその他の方式で先物取引価格を操縦してはならない。

第 40 条 いかなる単位又は個人も、規則に違反して信用貸付資金又は財政資金を使用して先物取引をしてはならない。

2 銀行業金融機構が先物取引の融資又は担保業務に従事する資格については、国務院の銀行業監督・管理機構が認可する。

第 41 条 国有及び国有株式支配企業は、国内外の先物取引をする場合には、ヘッジによる価値保持の原則に従い、企業が国有資産をもって先物市場に参入することに関する国務院の国有資産監督・管理機構その他の関係部門の関係規定を厳格に遵守しなければならない。

第 42 条 国外先物取引下の外国為替の購入、決済及び収受・支出は、国の外国為替管理の関係規定に適合しなければならない。

2 国内の単位又は個人が国外の先物取引に従事する弁法については、国務院の先物監督・管理機構が国務院の商務主管部門、国有資産監督・管理機構、銀行業監督・管理機構及び外国為替管理部門等の関係部門とともに立案し、国務院に報告して承認（編注：この「承認」という訳語は、国家機関相互の間の、又は国家機関内部の「同意」を意味する。以下同じ。）を受けた後に施行する。

第5章 先物業協会

第43条 先物業協会は、先物業の自己規律性組織であり、社会団体法人である。

2 先物会社及び専ら先物経営に従事するその他の機構は、先物業協会に加入し、かつ、会員費を納付しなければならない。

第44条 先物業協会の権力機構については、会員全体で構成する会員総会とする。

2 先物業協会の定款については、会員総会が制定し、かつ、国務院の先物監督・管理機構に報告してファイリングする。

3 先物業協会には、理事会を置く。理事会の成員については、定款の規定に従い選出する。

第45条 先物業協会は、次の職責を履行する。

(1) 会員を教育し、及び組織して先物の法令及び政策を遵守させること。

(2) 会員が遵守すべき業種自己規律性規則を制定し、会員の行為を監督し、又は検査し、協会の定款及び自己規律性規則に違反した者に対し、規定に従い規律処分を科すこと。

(3) 先物業務従事人員資格の認定、管理及び取消しの業務につき責任を負うこと。

(4) 顧客の先物業務と関係する苦情申立てを受理し、会員相互間又は会員と顧客との間に生ずる紛争について調停をすること。

(5) 法により会員の適法な權益を維持・保護し、国務院の先物監督・管理機構に対し会員の建議及び要求を反映すること。

(6) 先物業務従事人員の業務養成・訓練を組織し、会員間の業務交流を展開すること。

(7) 会員を組織して先物業の発展、運営及び関係内容について研究をさせること。

(8) 先物業協会の定款所定のその他の職責

2 先物業協会の業務活動については、国務院の先物監督・管理機構の指導及び監督を受けなければならない。

第6章 監督・管理

第46条 国務院の先物監督・管理機構は、先物市場について監督・管理を実施し、法により次の職責を履行する。

(1) 先物市場監督・管理に関する規章又は規則を制定し、かつ、法により審査・認可権を行使すること。

(2) 品目の上場、取引、クリアリング及び受渡し等の先物取引並びにその関連活動について、監督・管理をすること。

(3) 先物取引所、先物会社その他の先物経営機構、先物会社以外のクリアリング会員、先物保証金安全預託管理監督・統制機構、先物保証金預託管理銀行及び受渡倉庫等の市場の関連参加者の先物業務活動について、監督・管理をすること。

(4) 先物業務従事人員の資格標準及び管理弁法を制定し、かつ、実施を監督すること。

(5) 先物取引の情報公開状況を監督・検査すること。

(6) 先物業協会の活動について指導及び監督をすること。

(7) 先物市場監督・管理の法律又は行政法規に違反する行為について調査・処理をすること。

(8) 先物市場監督・管理に係る国際交流又は協力活動を展開すること。

(9) 法律及び行政法規所定のその他の職責

第47条 国務院の先物監督・管理機構は、法により職責を履行する場合には、次の

措置を講ずることができる。

- (1) 先物取引所、先物会社その他の先物経営機構、先物会社以外のクリアリング会員、先物保証金安全預託管理監督・統制機構及び受渡倉庫に対しオンサイト検査をすること。
- (2) 違法嫌疑にかかわる行為の発生場所に立ち入り、調査して証拠を取得すること。
- (3) 当事者並びに被調査事件と関係する単位及び個人に質問し、それらの者に対し被調査事件と関係する事項につき説明をするよう要求すること。
- (4) 被調査事件と関係する財産権登記等の資料を調査・閲覧し、又は複製すること。
- (5) 当事者並びに被調査事件と関係する単位及び個人の先物取引記録、財務会計資料その他の関連する文書及び資料を調査・閲覧し、又は複製すること。移転され、隠匿され、又は毀損されるおそれのある文書又は資料については、封印して保存することができる。
- (6) 被調査事件と関係する単位の保証金口座及び銀行口座につき照会すること。
- (7) 先物取引価格操縦及び内部者取引等の重大な先物違法行為を調査する際には、国務院の先物監督・管理機構の主たる責任者の承認を経れば、被調査事件の当事者の先物取引を制限することができる。ただし、制限する期間は、15取引日を超えてはならない。事件の内容が複雑である場合には、30取引日まで延長することができる。
- (8) 法律及び行政法規所定のその他の措置

第48条 先物取引所、先物会社その他の先物経営機構及び先物保証金安全預託管理監督・統制機構は、国務院の先物監督・管理機構に対し財務会計報告、業務資料その他の関係資料を報告・送付しなければならない。

2 先物会社その他の先物経営機構の報告・送付に係る年度報告について、国務院の先物監督・管理機構は、専任者を指定して審査をさせ、かつ、審査報告を作成させなければならない。審査人員は、審査報告上に署名しなければならない。審査において問題を発見した場合には、国務院の先物監督・管理機構は、遅滞なく相応する措置を講じなければならない。

3 必要な場合には、国務院の先物監督・管理機構は、先物会社以外のクリアリング会員、受渡倉庫及び先物会社の株主、実際支配者その他の関連者に対し、関連資料を報告・送付するよう要求することができる。

第49条 国務院の先物監督・管理機構が法により職責を履行し、監督・検査又は調査をする場合には、検査又は調査を受ける単位及び個人は、協力し、関係する文書及び資料をありのままに提供しなければならない。拒絶し、妨害し、及び隠蔽してはならない。その他の関係部門及び単位は、支持及び協力を与えなければならない。

第50条 国は、先物市場発展の必要に基づき、先物投資家保障基金を設定する。

2 先物投資家保障基金の調達、管理及び使用の具体的弁法については、国務院の先物監督・管理機構が国務院の財政部門とともに制定する。

第51条 国務院の先物監督・管理機構は、保証金安全預託管理監督・統制制度を確立して健全化し、先物保証金安全預託管理監督・統制機構を設立しなければならない。

2 顧客並びに先物取引所、先物会社その他の先物経営機構、先物会社以外のクリアリング会員及び先物保証金預託管理銀行は、保証金の安全預託管理監督・統制に関する国務院の先物監督・管理機構の規定を遵守しなければならない。

第52条 先物保証金安全預託管理監督・統制機構は、関係規定により保証金の安全について監督・統制を実施し、日ごとの会計監査をするものとし、問題を発見した

ときは、直ちに国務院の先物監督・管理機構に報告しなければならない。国務院の先物監督・管理機構は、異なる状況に応じ、この条例の関係規定により遅滞なく処理しなければならない。

第53条 国務院の先物監督・管理機構は、先物取引所及び先物保証金安全預託管理監督・統制機構の董事、監事及び高級管理人員に対し資格管理制度を実行する。

第54条 国務院の先物監督・管理機構は、先物会社の持続性経営規則を制定し、先物会社の純資本と純資産との比率、純資本と国内先物取次及び国外先物取次等の業務規模との比率並びに流動資産と流動負債との比率等のリスク監督・管理指標について規定をし、先物会社及びその分支機構の経営条件、リスク管理、内部統制、保証金の預託管理及び関連取引等の分野について要求を提出しなければならない。

第55条 先物会社及びその分支機構が持続性経営規則に適合せず、又はそれらに経営リスクが出現した場合には、国務院の先物監督・管理機構は、先物会社並びにその董事、監事及び高級管理人員に対し談話、提示及び信用記録への記入等の監督・管理措置を講じ、又は先物会社に対し期間を限り整頓・是正するよう命じ、かつ、その整頓・是正状況について検査・検収をすることができる。

2 先物会社が期間を徒過して是正しておらず、その行為が先物会社の安定的かつ健全な運営に重大に危害を及ぼし、若しくは顧客の適法な權益を損ない、又は重大な法令違反の嫌疑が国務院の先物監督・管理機構により調査されている場合には、国務院の先物監督・管理機構は、状況を区別し、当該会社に対し次の措置を講ずることができる。

(1) 先物業務の一部を制限し、又は暫定的に停止すること。

(2) 新たに増加する業務の認可を停止すること。

(3) 配当の分配を制限し、董事、監事及び高級管理人員に対する報酬の支払い又は福利の提供を制限すること。

(4) 財産の譲渡又は財産上へのその他の権利の設定を制限すること。

(5) 董事、監事若しくは高級管理人員若しくは関係する業務部門若しくは分支機構の責任者を交代するよう命じ、又はその権利を制限すること。

(6) 先物会社の自己所有資金又はリスク引当金の移動・割当及び使用を制限すること。

(7) 株式支配株主に対し株主權益を譲渡するよう命じ、又は関係する株主による株主としての権利の行使を制限すること。

3 整頓・是正を経て関係する法律及び行政法規の規定並びに持続性経営規則の要求に適合する先物会社について、国務院の先物監督・管理機構は、検収完了の日から3日以内に、当該会社に対し講じた関係措置を解除しなければならない。

4 整頓・是正を経てもなお持続性経営規則の要求に到達しておらず、正常な経営に重大に影響を及ぼす先物会社について、国務院の先物監督・管理機構は、その先物業務許可の一部若しくは全部を取り消し、又はその分支機構を閉鎖する権限を有する。

第56条 先物会社が違法に経営し、又は先物会社に重大なリスクが出現し、先物市場の秩序に重大に危害を及ぼし、又は顧客の利益を損なう場合には、国務院の先物監督・管理機構は、当該先物会社に対し営業を停止して整頓するよう命じ、又はその他の機構を指定して受託管理させ、若しくは接管管理させる等の監督・管理措置を講ずることができる。国務院の先物監督・管理機構の承認を経れば、当該先物会社の直接に責任を負う董事、監事、高級管理人員その他直接責任者に対し次の措置を講ずることができる。

- (1) 出国管理機関に通知してそれらの者の出国を法により阻止させること。
- (2) 司法機関に申し立てそれらの者が財産を移転し、譲渡し、若しくはその他の方式により処分し、又は財産上にその他の権利を設定することを禁止させること。

第 57 条 先物会社の株主が虚偽出資又は出資引揚行為をした場合には、国務院の先物監督・管理機構は、当該株主に対し期間を限り是正するよう命じなければならない、かつ、当該株主に対し保有する先物会社の株主権益を譲渡するよう命ずることができる。

2 株主が前項の要求に従い違法行為を是正し、保有する先物会社の株主権益を譲渡するまでは、国務院の先物監督・管理機構は、その株主としての権利を制限することができる。

第 58 条 先物市場に異常な状況が出現した場合には、国務院の先物監督・管理機構は、必要なリスク処置措置を講ずることができる。

第 59 条 先物会社の取引ソフトウェア及びクリアリング・ソフトウェアは、先物会社の周到かつ慎重な経営及びリスク管理並びに保証金安全預託管理監督・統制に関する国務院の先物監督・管理機構の規定の要求を満たさなければならない。先物会社の取引ソフトウェア又はクリアリング・ソフトウェアが要求に適合しない場合には、国務院の先物監督・管理機構は、先物会社に対し改良又は交換をするよう要求する権限を有する。

2 国務院の先物監督・管理機構は、先物会社の取引ソフトウェア又はクリアリング・ソフトウェアのサプライヤーに対し当該ソフトウェアの関連資料を提供するよう要求することができる。サプライヤーは、これに協力しなければならない。国務院の先物監督・管理機構は、サプライヤーの提供に係る関連資料について秘密保持義務を負う。

第 60 条 先物会社が重大な訴訟若しくは仲裁にかかわり、又は株主権益が凍結され、若しくは担保に用いられ、及びその他の重大事件が生じた場合には、先物会社並びにその関連株主及び実際支配者は、当該事件発生の日から 5 日以内に、国務院の先物監督・管理機構に対し書面による報告を提出しなければならない。

第 61 条 会計士事務所、弁護士事務所及び資産評価機構等の仲介サービス機構は、先物取引所及び先物会社等の市場関連参与者に対し関連サービスを提供する場合には、先物の法律、行政法規及び国の関係規定を遵守し、かつ、国務院の先物監督・管理機構の要求に従い関連資料を提供しなければならない。

第 62 条 国務院の先物監督・管理機構は、関係部門と監督・管理の情報の共同享有及び調整・協力メカニズムを確立しなければならない。

2 国務院の先物監督・管理機構は、その他の国又は地区の先物監督・管理機構と監督・管理協力メカニズムを確立し、国境をまたぐ監督・管理を実施することができる。

第 63 条 国務院の先物監督・管理機構、先物取引所、先物保証金安全預託管理監督・統制機構及び先物保証金預託管理銀行等の関連する単位の業務人員は、職務に忠実であり、法により事務を取り扱い、公正かつ廉潔であり、国家秘密及び関係する当事者の商業秘密を保持しなければならない、職務上の便宜を利用して不正な利益を取得してはならない。

第 7 章 法律責任

第 64 条 先物取引所又は先物会社以外のクリアリング会員が次の行為のいずれかをした場合には、是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収する。

- (1) 規定に違反して会員を受け入れる行為
 - (2) 規定に違反して手数料を收受する行為
 - (3) 規定に違反して収益を使用し、又は分配する行為
 - (4) 規定どおりに即時市況を公布しない行為又は価格予測情報を発布する行為
 - (5) 規定どおりに国務院の先物監督・管理機構に対し報告義務を履行しない行為
 - (6) 規定どおりに国務院の先物監督・管理機構に対し関係する文書又は資料を報告・送付しない行為
 - (7) 規定どおりにクリアリング担保金制度を確立せず、又は健全化しない行為
 - (8) 規定どおりにリスク引当金を積み立てず、管理せず、及び使用しない行為
 - (9) 保証金安全預託管理監督・統制に関する国務院の先物監督・管理機構の規定に違反する行為
 - (10) 会員の現物受渡総量を制限する行為
 - (11) 資格を具備しない先物業務従事人員を任用する行為
 - (12) 国務院の先物監督・管理機構の規定に違反するその他の行為
- 2 前項所定の行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、規律処分を科し、1万元以上10万元以下の罰金を科する。
 - 3 第1項第(2)号所定の行為をした場合には、多く收受した手数料を返還するよう命じなければならない。
 - 4 先物保証金安全預託管理監督・統制機構が第1項第(5)号、第(6)号、第(9)号、第(11)号又は第(12)号所定の行為をした場合には、第1項及び第2項の規定により処罰し、又は処分する。先物保証金預託管理銀行が第1項第(9)号又は第(12)号所定の行為をした場合には、第1項及び第2項の規定により処罰し、又は処分する。
- 第65条 先物取引所が次の行為のいずれかをした場合には、是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上5倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が10万元未満である場合には、10万元以上50万元以下の罰金を併科する。情状が重大である場合には、営業を停止して整頓するよう命ずる。
- (1) 認可を経ないで無断で第13条所定の事項を取り扱う行為
 - (2) 会員が保証金不足の状況の下で先物取引をするのを許可する行為
 - (3) 直接若しくは間接に先物取引に参加し、又は規定に違反してその職責と関係がない業務に従事する行為
 - (4) 規定に違反して保証金を收受し、又は保証金を流用する行為
 - (5) 先物取引、クリアリング又は受渡しの資料を偽造し、変造し、又は規定どおりに保存しない行為
 - (6) 当日無負債クリアリング、値幅制限による立会停止、建玉限度額及び大口建玉報告制度を確立せず、又は執行しない行為
 - (7) 国務院の先物監督・管理機構の監督・検査を拒絶し、又は妨害する行為
 - (8) 国務院の先物監督・管理機構の規定に違反するその他の行為
- 2 前項所定の行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、規律処分を科し、1万元以上10万元以下の罰金を科する。
 - 3 先物会社以外のクリアリング会員が第1項第(2)号又は第(4)号ないし第(8)号所定の行為のいずれかをした場合には、前二項の規定により処罰し、又は処分する。
 - 4 先物保証金安全預託管理監督・統制機構が第1項第(3)号、第(7)号又は第(8)号所定の行為をした場合には、第1項及び第2項の規定により処罰し、又は処分する。
- 第66条 先物会社が次の行為のいずれかをした場合には、是正するよう命じ、警告

を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 3 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 30 万元以下の罰金を併科する。情状が重大である場合には、営業を停止して整頓するよう命じ、又は先物業務許可証を行政処罰として取り消す。

- (1) 所定の条件に適合しない単位又は個人の委託を受ける行為
 - (2) 顧客が保証金不足の状況の下で先物取引をするのを許可する行為
 - (3) 認可を経ないで無断で第 19 条所定の事項を取り扱う行為
 - (4) 規定に違反して先物業務と関係がない活動に従事する行為
 - (5) 先物自営業に従事し、又は形態を変えて従事する行為
 - (6) その株主、実際支配者その他の関連者のために融資を提供し、又は外部に対し担保する行為
 - (7) 保証金安全預託管理監督・統制に関する国務院の先物監督・管理機構の規定に違反する行為
 - (8) 規定どおりに国務院の先物監督・管理機構に対し報告義務を履行せず、又は関係する文書若しくは資料を報告・送付しない行為
 - (9) 取引ソフトウェア又はクリアリング・ソフトウェアが先物会社の周到かつ慎重な経営及びリスク管理並びに保証金安全預託管理監督・統制に関する国務院の先物監督・管理機構の規定の要求に適合しない行為
 - (10) 規定どおりにリスク引当金を積み立てず、管理せず、及び使用しない行為
 - (11) 先物取引、クリアリング又は受渡しの資料を偽造し、変造し、又は規定どおりに保存しない行為
 - (12) 資格を具備しない先物業務従事人員を任用する行為
 - (13) 先物業務許可証又は経営許可証を偽造し、変造し、有償で貸借し、無償で貸借し、又は売買する行為
 - (14) コード混同取引をする行為
 - (15) 国務院の先物監督・管理機構の監督・検査を拒絶し、又は妨害する行為
 - (16) 国務院の先物監督・管理機構の規定に違反するその他の行為
- 2 先物会社が前項所定の行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、先物業務従事人員資格を暫定的に停止し、又は取り消す。
- 3 先物会社以外のその他の先物経営機構が第 1 項第(8)号、第(12)号、第(13)号、(15)号又は第(16)号所定の行為をした場合には、前二項の規定により処罰する。
- 4 先物会社の株主、実際支配者その他の関連者が認可を経ないで無断で先物会社の株主権益の保有若しくは管理を他人に委託し、若しくは他人の委託を受けてこれをした場合、国務院の先物監督・管理機構の検査への協力を拒絶し、若しくは規定どおりに報告義務を履行すること若しくは関係する情報及び資料を提供することを拒絶した場合、又は報告・送付し、若しくは提供した情報及び資料に虚偽記載、誤導性陳述若しくは重大な遺漏がある場合には、第 1 項及び第 2 項の規定により処罰する。
- 第 67 条 先物会社が顧客を欺罔する次の行為のいずれかをした場合には、是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。情状が重大である場合には、営業を停止して整頓するよう命じ、又は先物業務許可証を行政処罰として取り消す。

- (1) 顧客に対し利益取得保証をし、又は規定どおりに顧客に対しリスク説明書を提示しない行為
 - (2) 取次業務において顧客と利益の分割享受又はリスクの共同負担を約定する行為
 - (3) 規定どおりに顧客の委託を受けないで、又は顧客の委託内容に従わないで、無断で先物取引をする行為
 - (4) 重要事項を隠蔽し、又はその他の不正手段を用いて顧客を誘導・欺罔して取引指令を发出させる行為
 - (5) 顧客に対し虚偽の成約報告を提供する行為
 - (6) 顧客の取引指令を先物取引所に示達しない行為
 - (7) 顧客の保証金を流用する行為
 - (8) 規定どおりに先物保証金預託管理銀行に保証金口座を開設せず、又は規則に違反して顧客の保証金を振り替える行為
 - (9) 国務院の先物監督・管理機構所定の顧客を欺罔するその他の行為
- 2 先物会社が前項所定の行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。情状が重大である場合には、先物業務従事人員資格を暫定的に停止し、又は取り消す。
- 3 単位又は個人の別を問わず、先物取引に関する虚偽の情報を捏造し、かつ、流布し、先物取引市場を攪乱した場合には、前二項の規定により処罰する。
- 第 68 条 先物会社その他の先物経営機構、先物会社以外のクリアリング会員又は先物保証金預託管理銀行が虚偽の申請文書を提供し、又はその他の欺罔手段を講じて重要な事実を隠蔽して先物業務許可を騙取した場合には、その先物業務許可を取り消し、違法所得を没収する。
- 第 69 条 先物取引内部者情報を知る者又は不法に先物取引内部者情報を取得した者が先物取引価格に対し重大な影響のある情報が公開される前に、内部者情報を利用して先物取引に従事し、又は他人に対し内部者情報を漏洩し、他人をして内部者情報を利用して先物取引をさせた場合には、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 50 万元以下の罰金を科する。単位が内部者取引に従事した場合には、更に直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、3 万元以上 30 万元以下の罰金を科さなければならない。
- 2 国務院の先物監督・管理機構、先物取引所及び先物保証金安全預託管理監督・統制機構の業務人員が内部者取引をした場合には、重きに従い処罰する。
- 第 70 条 単位又は個人の別を問わず、次の行為のいずれかをし、先物取引価格を操縦した場合には、是正するよう命じ、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 20 万元未満である場合には、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。
- (1) 単独で、又は共謀し、資金優位性、建玉優位性又は利用情報優位性を集中して連合し、又は連続して契約を売買し、先物取引価格を操縦する行為
 - (2) 計画的に通謀し、事前に約定した時間、価格及び方式に従い相互に先物取引をし、先物取引価格又は先物取引量に影響を及ぼす行為
 - (3) 自己を取引対象とし、自己売買し、先物取引価格又は先物取引量に影響を及ぼす行為
 - (4) 先物市場の市況に影響を及ぼすために現物を買占める行為
 - (5) 国務院の先物監督・管理機構所定の先物取引価格を操縦するその他の行為

2 単位が前項所定の行為のいずれかをした場合には、直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 71 条 受渡倉庫が第 35 条第 2 項所定の行為のいずれかをした場合には、是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。情状が重大である場合には、先物取引所に対しその受渡倉庫資格を暫定的に停止し、又は取り消すよう命ずる。直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 72 条 国有及び国有株式支配企業が、この条例及び企業が国有資産をもって先物市場に参入することに関する国务院の国有資産監督・管理機構その他の関係部門の関係規定に違反して先物取引をし、又は単位若しくは個人が規則に違反して信用貸付資金若しくは財政資金を使用して先物取引をした場合には、警告を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 10 万元未満である場合には、10 万元以上 50 万元以下の罰金を併科する。直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、降級ないし除籍の規律処分を科する。

第 73 条 国内の単位又は個人が規定に違反して国外先物取引に従事した場合には、是正するよう命じ、警告を科し、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 20 万元未満である場合には、20 万元以上 100 万元以下の罰金を併科する。情状が重大である場合には、その国外先物取引を暫定的に停止する。単位の直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 74 条 先物取引場所を不法に設立し、又はその他の形式により先物取引活動を組織した場合には、所在地の県級以上の地方人民政府がこれを取り締り、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 20 万元未満である場合には、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。単位の直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

2 先物会社その他の先物経営機構を不法に設立し、又は無断で先物業務に従事した場合には、これを取り締り、違法所得を没収し、かつ、違法所得相当額以上 5 倍以下の罰金を科する。違法所得がなく、又は違法所得が 20 万元未満である場合には、20 万元以上 100 万元以下の罰金を科する。単位の直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。

第 75 条 先物会社の取引ソフトウェア又はクリアリング・ソフトウェアのサプライヤーが国务院の先物監督・管理機構の調査への協力を拒絶し、規定どおりに国务院の先物監督・管理機構に対し関連するソフトウェア資料を提供せず、又は提供したソフトウェア資料に虚偽若しくは重大な遺漏のある場合には、是正するよう命じ、3 万元以上 10 万元以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、1 万元以上 5 万元以下の罰金を科する。

第 76 条 会計士事務所、弁護士事務所及び資産評価機構等の仲介サービス機構が勤勉に職責を尽さず、発行した文書に虚偽記載、誤導性陳述又は重大な遺漏がある場合には、是正するよう命じ、業務収入を没収し、関連業務許可を暫定的に停止し、

又は取り消し、かつ、業務収入相当額以上5倍以下の罰金を科する。直接に責任を負う主管者その他直接責任者に対しては、警告を科し、かつ、3万元以上10万元以下の罰金を科する。

第77条 単位又は個人の別を問わず、この条例の規定に違反し、情状が重大である場合には、国務院の先物監督・管理機構が当該個人、当該単位又は当該単位の直接責任者が先物市場参入禁止者である旨を宣布する。

第78条 国務院の先物監督・管理機構、先物取引所、先物保証金安全預託管理監督・統制機構及び先物保証金預託管理銀行等の関連単位の業務人員が知り得た国家秘密若しくは会員若しくは顧客の商業秘密を漏洩し、又は私情にとらわれて不正行為をし、職務を懈怠し、職権を濫用し、若しくは賄賂を収受した場合には、法により行政処分又は規律処分を科する。

第79条 この条例の規定に違反し、犯罪を構成する場合には、法により刑事責任を追及する。

第80条 この条例所定の違法行為に対する行政処罰については、この条例に既に規定がある場合を除き、国務院の先物監督・管理機構が決定する。その他の関係部門の法定職権にかかわる場合には、国務院の先物監督・管理機構は、その他の関係部門とともに処理しなければならない。その他の関係部門の法定職権に属する場合には、国務院の先物監督・管理機構は、その他の関係部門に送致して処理させなければならない。

第8章 附則

第81条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「商品先物契約」とは、農産物、工業品、エネルギーその他の商品及びそれらに関連する指数商品を目的物とする先物契約をいう。
- (2) 「金融先物契約」とは、有価証券、利率及び為替レート等の金融商品並びにそれらに関連する指数商品を目的物とする先物契約をいう。
- (3) 「保証金」とは、先物取引者が規定に従い払い込む資金又は交付する価値が安定し、流動性が強い標準的倉荷証券及び国債等の有価証券をいい、クリアリング及び契約履行保証に用いる。
- (4) 「クリアリング」(編注：原語は、「結算」である。この条例において同じ。)とは、先物取引所が公布するクリアリング価格に基づき取引双方の取引結果について行う資金の清算及び振替をいう。
- (5) 「受渡し」とは、契約の期限が到来した際に、先物取引所の規則及び手続に従い、取引双方が当該契約記載の目的物の所有権の移転を通じて、又は所定のクリアリング価格に従い現金差額クリアリングをし、期限が到来した手仕舞いしていない契約を結了する過程をいう。
- (6) 「手仕舞い」(編注：原語は、「平倉」である。この条例において同じ。)とは、先物取引者がその保有する契約の品目、数量及び受渡月が同一であるけれども取引の方向が反対である契約を買い入れ、又は売り出し、先物取引を結了する行為をいう。
- (7) 「建玉量」とは、先物取引者が保有する手仕舞いしていない契約の数量をいう。
- (8) 「建玉限度額」とは、先物取引所が先物取引者の建玉量について定める最高額をいう。
- (9) 「標準的倉荷証券」とは、受渡倉庫が発行し、かつ、先物取引所の認定を経た

標準化された貨物引換証憑をいう。

(10) 「値幅制限による立会停止」とは、契約の 1 取引日における取引価格が所定の価格上昇又は下降の幅を上回り、又は下回ってはならず、当該価格上昇又は下降の幅を超える申込価格が無効であるとみなされ、成約することができないことをいう。

(11) 「内部者情報」とは、先物取引価格に対し重大な影響が生ずるおそれのある未公開の情報をいい、国務院の先物監督・管理機構その他の関連部門が制定する先物取引価格に対し重大な影響が生ずるおそれのある政策、先物取引所がする先物取引価格に対し重大な影響が生ずるおそれのある決定、先物取引所の会員又は顧客の資金及び取引の動向並びに国務院の先物監督・管理機構が認定する先物取引価格に対し顕著な影響のあるその他の重要情報を含む。

(12) 「内部者情報を知る者」とは、その管理上の地位、監督上の地位若しくは職業上の地位により、又は被用者若しくは専門業務顧問として職務を履行することにより、内部者情報に接触し、又はこれを取得することができる人員をいい、先物取引所の管理人員その他の任職により内部者情報を取得することができる業務従事人員、国務院の先物監督・管理機構その他の関係部門の業務人員及び国務院の先物監督・管理機構所定のその他の人員を含む。

第 82 条 国務院の先物監督・管理機構は、先物専門クリアリング機構の設立を認可し、専ら先物取引所のクリアリング及び関連職責を履行させ、かつ、相応する法律責任を引き受けさせることができる。

第 83 条 国外の機構が国内において先物経営機構を設立し、若しくは買収し、又はこれに資本参加し、及び国外の先物経営機構が国内において分支機構（代表所を含む。）を設立することに係る管理弁法については、国務院の先物監督・管理機構が国務院の商務主管部門及び外国為替管理部門等の関係部門とともに立案し、国務院に報告して承認を受けた後に施行する。

第 84 条 先物取引所以外の国務院の先物監督・管理機構が認可する取引場所で行われる先物取引については、この条例の関係規定により執行する。

第 85 条 先物取引に属しない商品又は金融商品のその他の取引活動については、国の関係部門が監督・管理し、この条例を適用しない。

第 86 条 この条例は、2007 年 4 月 15 日からこれを施行する。1999 年 6 月 2 日に国務院が公布した「先物取引管理暫定施行条例」は、同時にこれを廃止する。

(中文法令研究会翻訳。会長：萩野敦司 副会長：広瀬元康 事務局長：森啓太)